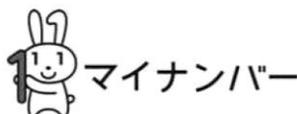


マイナンバー制度による通知カードを住民票の住所地以外で受け取るには届出が必要です(受付期間延長)

印刷用ページを表示する 掲載日:2015年10月19日更新



やむを得ない理由により住民票の住所で通知カードを受け取ることが出来ない人は、現在住んでいる場所(居所)を登録してください

通知カードは住民票の住所に送付されます。しかし、やむを得ない理由により現在住んでいる場所(居所)と住民票の住所が異なる人は、登録すると、登録した住所に通知カードが送付されます。

申請が必要な人

- 東日本大震災の被災者で住民票の住所以外の場所に避難されている人
- DV(ドメスティック・バイオレンス)、ストーカー行為、児童虐待などの被害者で住民票の住所以外の場所に移動している人
- 一人暮らしで、長期間、病院や老人ホームなどに入院・入所している人

申請期間

平成27年8月24日から平成27年9月25日まで(必着または持参)としておりましたが、期間を延長します。(期限未定)

申請方法

- 「通知カードの送付先に係る居所情報登録申請書」に、氏名、居所、やむを得ない理由などの情報を記入してください。
- 住民票のある市区町村(伊達市の人は、伊達市役所市民課)に郵送又は持参してください。

申請に必要なもの

- 通知カードの送付先に係る居所情報登録申請書 [Wordファイル/62KB]
- 申請者の本人確認書類のコピー(運転免許証、パスポート、住民基本台帳カードなどのコピー)
- 居所に居住していることを証する書類のコピー(賃貸借契約書、入所契約書、公共料金の領収書などのコピー)
- 詳しくは、申請書をご覧ください。

代理人が申請する場合に更に必要なもの

- 代理人の代理権を証明する書類(法定代理人の場合は戸籍謄本など、法定代理人以外の場合は委任状など) 15歳未満の人は法定代理人(保護者)による申請が必要です。
- 代理人の本人確認書類のコピー(運転免許証、パスポート、住民基本台帳カードなどのコピー)

郵送先(住民票の住所が伊達市の方)

郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180 伊達市役所 市民課

※封筒の表面に「居所情報登録申請書 在中」と朱書きしてください。

注意事項

- 申請者1人ごとに1枚申請書を記載してください。
- 15歳未満の人や法定代理人がいる人は、保護者や法定代理人の人が申請してください。
- 申請書の偽造や、なりすまし等により不正に通知カードを取得した場合は、法律の規定により罰せられます。
- 記入漏れがある場合、申請を受け付けることはできませんので、居所情報登録を行う人の情報については全ての項目に、通知カードの送付を受けることができない理由については該当項目に必ず回答してください。
- 申請に不備がある場合などにより、申請を受け付けることができない場合は、市区町村から連絡があります。
- 提出された書類は返戻しません(居所情報の登録終了後、適切に破棄します)。
- 居所情報の登録申請後、状況が変わり居所に通知カードを送付する必要がなくなった場合は、本様式の備考欄にその旨を記載し、「1 居所情報登録を行う者の情報」に必要事項を記入し、居所情報の登録申請を行った際の本人確認書類を添付して、伊達市に提出してください。
- 詳しくは申請書をご覧ください。

このページに関するお問い合わせ先

市民課

市民窓口係

住所: 〒960-0692 伊達市保原町字舟橋180番地 本庁舎1階

電話: 024-575-0205

Fax: 024-576-2419

☒ お問い合わせはこちらから